



島根県報

平成25年 8 月13日 (火)

号外 第 128 号

(毎週火・金曜日発行)

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

道路の区域の変更

(道 路 維 持 課) 2

道路の供用開始

(") 3

告 示

島根県告示第566号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成25年 8 月13日

島根県知事 溝 口 善兵衛

道路の種類	路線名	道路の区域			管轄する地方機関の名称	備考
		区 間	変更前後の別	敷地の幅員 延 長		
県 道	山伯太線	安来市伯太町上小竹503番1地先から同203番1地先まで	前 A	メートル 4.00～ 6.00	メートル 170.00	松江県土整備事務所広瀬土木事業所 左記のA及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。 ダブルウェイ解消 市道移管
			前 B	12.00～ 23.00	155.00	
			後 B	12.00～ 23.00	155.00	
〃	西郷布施線	隠岐郡隠岐の島町卯敷横道1125番地先から同1100番地先まで	前	10.10～ 43.20	144.80	隠岐支庁県土整備局 交通安全工事 拡幅
			後	12.20～ 43.20	144.80	

島根県告示第567号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成25年 8 月 13 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する地方機関の名称	備考
県道	皆井田江津線	江津市清見町535番4地先から同番2地先まで	メートル 5.00	平成25年 8月13日	浜田県土整備 事務所	